

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和元年12月5日(木)午前10時～午後0時7分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 堀 巖 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、同統括主査 水野功一、同統括主査 夫馬拓也、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、維持管理課長 高橋太、同統括主査 吉田ゆたか、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 秋田伸裕、同統括主査 大徳康司

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第79号	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第80号	岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第81号	岩倉市部設置条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第82号	岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第83号	岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第85号	岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第86号	岩倉市道路占用料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案番号	事件名	採決結果
議案第 87 号	岩倉市都市公園条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 88 号	岩倉市下水道条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
陳情第 24 号	公務員の挨拶に関する陳情	聞き置く
陳情第 25 号	「美しい菊のまち西尾張ロード」に対する陳情	聞き置く
陳情第 26 号	岩倉市の五条川桜祭りのイベントと、岩倉市の近い未来の街づくりに関する陳情	聞き置く
陳情第 28 号	陳情書	聞き置く

◎委員長（堀 巖君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

まず最初に、総務部長から挨拶のお申し出と報告があるということなので、よろしく願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

けさはちょっと一段と冷え込んだところもありまして、岐阜のほうでももう雪が降っているようなニュース映像が流れておりました。ますます寒くなってまいりますけれども、我々も、そして皆さんも体調には十分注意して、この12月議会に当たっていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

そして、きのうも少しお話をさせていただきました窓口関係のシステムに障害が発生したという点について、きのうの午後以降の動きも含めてお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、担当課長から説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

それでは、昨日御報告をさせていただきました昼以降の状況につきまして御報告をさせていただきます。

昨日、ハードディスク等の障害によりまして、W i z - L i f e という窓口用のシステムが停止しております。それ以降、リカバリー環境によって業務を継続して行っておりますが、昨日、業務終了5時15分まではリカバリー環境において業務を完了しております。本番環境の復旧の見込みにつきましては、今のところまだ見通しが立っていない状況でございます。

それ以降、昨日の市民の皆様への影響といたしましては、今回のシステム停止によりまして、住基ネット、マイナンバーの手続、連携の不通によりまして、手続においては少し御迷惑をかけている状況でございますが、昨日の市民の皆様への影響といたしましては19件ございましたが、転入・転居、マイナンバーの処理で2件、あと国民健康証の発行2件といったような状況でございますが、いずれもリカバリーサーバーでの手続を行いまして、マイナンバーの手続以外は、御説明してトラブルなく処理を完了させていただいている状況でございます。また、システムの停止の内容につきましては、ホームページで皆様にお知らせをしている状況でございます。

また本日朝、事業者からの報告によりますと、原因につきましては、ハー

ドディスクを操作するファームウェア、こちらのソフトウェアのほうにバグがあったということが判明いたしまして、現在そのバグの修正を進めているという状況でございますが、先ほども申し上げましたが、復旧のめどがまだ見えていない状況ではございます。ですので、本日もリカバリー環境における窓口の業務を進めている状況でございます。

また、今後の対応といたしましては、本番環境が復旧し次第、昨日の11時ごろの停止以降の更新業務につきまして、本番環境へのデータ入力等を行う形で対応を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、影響している自治体につきましては、近隣におきましては、津島市、蟹江町、東浦町、美浜町といった市町でも同じような影響が出ているということをお知らせしておりますので、御報告させていただきます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） この件に関しまして、御質問ありませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 新聞報道もけさされていて、それによると50自治体ぐらいに影響があるというふうに書いてあったんですけど、なぜ限定的な影響になっているのかなあというふうに思うんですけど、その辺をちょっと教えていただけますか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回、既に皆様も御承知のように、今回の停止したシステムにつきましては、クラウド型のシステム構築をさせていただいております。このクラウド型というものにつきましては、メインのサーバー機自体はこの庁舎内にはなくデータセンター、外に出したような形の、データセンターにあるサーバーを使ってシステムを稼働しております。そのため、そのデータセンターにはいろいろとサーバー機が複数台、事業者の言い方でいきますと、サーバー群1から始まって、岩倉市においてはサーバー群8の部分に入っているそうなんですけれども、そのサーバーが停止すると、そのサーバーを使って処理されているシステムがとまってしまうというような状況で、今回新聞報道で50自治体というような報道もございましたが、影響が出ているという状況になりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） ほかはよろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） ちょっと私から。

さっきのハードディスクの障害ということと、そのサーバーの障害ということとは同一の内容なんですか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

ハードディスクの障害、ハードディスクを操作するファームウェアのバグによってサーバー機がいわゆる停止してしまうというか、ディスクとの通信を遮断してしまうようなバグらしくて、それでサーバー自体がとまってしまっているというようなことですので……。

〔「サーバーのハードディスクに障害があると」と呼ぶ者あり〕

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

ええ、サーバーのハードディスクに障害が出ているという。

◎委員長（堀 巖君） サーバーのハードディスクに障害。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

はい。お願いします。

◎委員長（堀 巖君） この件についてはよろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） では次に、本題に移っていきたいと思います。

議案の審査に入る前に、私、委員長の辞任についてお諮りいたしますので、副委員長と交代させていただきます。

◎副委員長（鬼頭博和君） それではお諮りいたします。

堀委員長から辞任願が提出されております。

この際、委員長辞任の件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長辞任の件を議題とすることに決しました。

まず、辞任願を事務局長に朗読をさせます。

事務局長はよろしくお願ひいたします。

◎議会事務局長（丹羽 至君） 命により朗読いたします。

辞任願。

このたび、一身上の都合により、総務・産業建設常任委員長を辞任したいので、御許可くださるようお願いいたします。

令和元年9月26日、総務・産業建設常任委員長、堀 巖。

総務・産業建設常任副委員長、鬼頭博和様。

以上でございます。

◎副委員長（鬼頭博和君） 朗読が終わりました。

この件につきまして御意見等ございましたら、お願ひいたします。

◎委員（片岡健一郎君） 9月の本会議の最終日で、委員長報告のところで堀委員長よりその旨の発言があったわけですがけれども、いま一度、その辞任

に至った理由、思いなどを委員長の口からお聞かせ願いたいというふうに思っています。

◎委員長（堀 巖君） 総務・産業建設常任委員会に付託された案件につきまして、私は委員長として、これまで慣例では、本会議において、中立の立場により、委員会の決定に従い挙手をすることが慣例としてあったということでもあります。

よって、本来であれば、総務・産業建設常任委員会で賛成多数ということなので、賛成に挙手すべきでありましたけれども、それに反し、反対の立場を表明し、その責任と、なおその委員会の中で少数意見の取りまとめや合意形成に向ける努力を委員長として怠ったという、そういう責任も感じまして、辞任の表明をさせていただきました。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

今言われた委員長の思いと、その委員会の結果が違うということ。これも以前に言ったかもしれませんが、これまで、以前にも委員会の評議にての決定事項が委員長の本会議での賛否と違うということは今までもあったのかなあというふうに思います。それを踏まえて、今回、堀委員長の中でそういったことが、自分の矜持を保つためというふうに言われましたけれども、私考えるに、その議員の矜持を保つということは、本会議での採決の場で反対の立場を明らかにされたわけですから、それで私は堀さんの矜持は保たれているのかなあというふうに感じます。自身の矜持を保持するために委員長を辞することが果たして議会のためになるのかとか、堀さんの中では理屈が通るんでしょうけれども、議会のため、またはその先にいる市民のためになるのかと。自分の筋立てを、筋を通すだけの行動になっていないかなあというふうには僕は感じるんですけども、ほかの委員の皆さん、どういったお考えでしょうか。

◎委員（水野忠三君） 委員会の結論と個人の見解が不一致になることは当然予想されることでありますし、こういったことが慣例とか前例になってしまくと、逆に支障が出る。例えば個人の意見が委員会の結論と違った場合はやめなきゃいけないのかという、そういう話になりかねませんので、弊害のほうが多い。そういう辞任の申し出ということ自体、不適切ではないかというふうに考えます。

◎委員（宮川 隆君） 堀委員長の思いというのは一定理解できないわけではないんですけども、とはいうものの、我々が市民から選ばれた議員としての立場、そして委員会の中で選出された委員長の立場というのはおのずと違うと思うんですね。当然、重きを置くのは市民から信託されている議員と

しての立場、その支援者、もしくは住民の方々の意思を背負って、それぞれが責任を持って発言すべきものだというふうに僕は思っています。そういう意味合いでいいますと、委員長の職務は、拘束されるべきは委員会の中であって、本会議においての採決まで委員長の立場が、意見が拘束されるというのは少しおかしいのではないかなあと考えております。

また、堀委員が先ほどの発言の中で、意見を取りまとめることができなかったということの責任を感じて辞任をさせていただきたいという御意見もありましたけれども、そういう意味合いでいいますと、堀委員長は確かに知識はありますけれども、経験としてはまだ5年に満たない経験だというふうに思っております。それをフォローするのが我々、どちらかというところを兼ねている議員の責務ではないかなあとというふうに自分に対して思い起こしているところでもあります。そういう意味合いでいいますと、委員会の中で多くの方々が辞任すべきではないということが、この場ではなかったんですけれども、その前の議会運営委員会等々の中では、多くの方々の発言が大体同じ方向に向いていたように私は認識しております。そういう意味合いでいいますと、委員長としての責務と議員としての責務というのは一定切り分けた中で、今後考えていかなければいけない課題ではないのかなあとというふうに考えております。以上です。

◎委員（伊藤隆信君） 5月の人事におきまして総務委員長を堀さんがやるという決意のもと、私どももそれに同意して、責任を全うしてくださいということで賛成して、今いろいろお話を聞いておりましたけど、委員会と本会議のいわゆる自分の立場が非常に明確・不明確な点ということをおっしゃったようですけど、過去にも委員会が反対で本会議で賛成とか、そういう例もございまして、何も堀さんの言っていることが委員長の辞職につながるということには私どもは考えておりません。私の考えでございまして。

◎委員（木村冬樹君） 会議規則はちょっと今手元にありませんけど、委員長として採決に加わる方法は委員会でもありますので、その手続をとらなかったということが今回ちょっと堀さんの過ちかなあと思っています。それを指導していなかった先輩議員の責任もあろうかというふうに思いますが、それとすぐに委員長をやめなきゃいけないということは別の問題であるというふうに思っています。

◎副委員長（鬼頭博和君） 皆さんの意見、大体そろいました。

私も皆さんとほぼ同意見でございまして。やはり委員長として職務を続けていただきたいなあとという思いであります。

こういった形で、皆さん堀委員長に続行していただきたいという意見が多

いようですので、この意見に対しまして、堀委員長、どのようにお考えでしょうか。

◎委員長（堀 巖君） これまでの慣例がそもそもおかしいのではないかとということも先回の議会運営委員会の中でも話があったように、やはりそこら辺の委員長としての立場と一議員としての立場の切り分けをしっかりとできるように、全体で共通認識としていきたいというふうに思います。

そういったお言葉も受けながら、私、辞任願の取り下げをして、今後も委員長としての職を務めさせていただくということによろしいかというふうに再度お尋ねいたします。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。それで結構だと思います。

ただ、やっぱり本会議場で辞意を表明というか、委員長報告の場でしてしまったこと自体もどうかと私は思っているんですけども、本会議、要は公の場でああやって発言されて、それが新聞報道もされました。それに対するやっぱり市民への説明というか、その辞意を取り下げるにしても、やはりそれも公にする必要があるかなあと僕は思うんですけども、その辺は、堀委員長はどういうふうにお考えでしょうか。

◎委員長（堀 巖君） もちろんそういう機会があれば本会議で報告させていただくことはやぶさかではないので、ちょっと手法については考えさせていただきたいというふうに思います。

◎委員（水野忠三君） 関連いたしまして、委員長報告の場で、片岡委員がおっしゃられたこと、あるいは個人的な心情を吐露されたといえますか、委員長報告にそぐわない発言をされたということで、何らかの形で委員長として職責を果たされる、職に復帰されるといえますか、職責を果たされるに当たっては、やはり何らかの形で、どこかの場で謝罪をしていただいて、みずからの非を認めていただいた上で、委員長としての職責を果たされるべきだというふうに考えております。

◎委員（宮川 隆君） 確かに本会議場の中で議長から委員長として指名された、その中で発言されたということは事実として残っていると思います。ただ、委員長として委員長報告を述べ、完結した後に自分の意思を発言されているということもあります。

ですから、どこかで、形はどうあれ何らかの表明というのは必要かもしれませんが、果たして自分の意見を会議場で発言すること自体が謝罪に値するのかどうかというのは、やはり議会全体の中で考えていく話であって、個人の判断は、個人が表明する部分に関しては個人でやっていただければいいと思いますけれども、議会全体の意思として何らかの表明をするというこ

とになれば、それは議会としてちゃんと話し合う場でルール化をしていかなければいけない課題であって、この委員会の中でどうこうということではないと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど宮川委員が言ったように、堀さんも経験が、まだ2期目ということですからいろいろ、先ほどの委員会における採決への加わり方とか、そういった点ではいろいろ過ちもあったというふうに思いますけど、それはやっぱりこれまでもそういうのを経験しながら議会の中でいろいろつくってきたルールでありますので、そういうことをもってすぐ謝罪をしなきゃいけないなんていうふうな思いは持ちませんので、このまま続けていただいて、過ちがあったということはお認めいただいて、これからの対応に気をつけていただければ私はいいというふうに思います。

◎副委員長（鬼頭博和君） 何か御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鬼頭博和君） とりあえず今はこの場ですぐに結論はちょっと出ませんので、もう一度協議会等で話し合いながら、どういった形で表明していただくかということを決めていきたいというふうに思います。

それでは皆様、こういった形で委員長をそのまま続行ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鬼頭博和君） それでは、これにて委員長辞任の件を終了し、取り回しを堀委員長にお戻しいたします。

◎委員長（堀 巖君） それではよろしく願いいたします。

議案等の審査に移ります。

当委員会の案件は、議案9件、陳情4件であります。

議案の審査に入りたいと思います。

議案第79号「岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略というお声がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の議案質疑の中でもさまざま質疑がありましたので、一定理解するところであります。

それで、第3条の所掌事項について、これも本会議で議論がありましたと

ころでありますけど、私としては、この第1号にあります基本計画の評価と第2号にあります基本計画の推進ということで、これをどのように進めていくのかということが非常に大事なことになってくるかなあとというふうに思います。今、ジェンダー平等という新しい概念といいますか、男女共同参画をさらに幅広く発展させるような形での議論が進められているところだというふうに思いますけど、そういった中で、この評価だとか推進というのはどのような形で進めていかれる考えなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、評価につきましては、これまでも現在の男女共同参画基本計画、この計画に基づきまして懇話会を組織しまして、その中には有識者の方、あと市民代表の方、あと市職員が参加して構成された懇話会がございまして、その中で前年度行ったこの計画に基づいた施策についていろいろと御報告、あと評価等をしていただいて議論を重ねているところであります。

また、この懇話会に評価をお諮りする前に、内部的な推進事務局会議というものを行いまして、各担当部署の職員が集まって、計画に基づいた施策の内容について、現在の状況・課題等の報告をしながら議論を進めている状況でございます。

ですので、評価についてはその懇話会、また推進につきましては内部で会議を行って、これまでの取り組み状況を情報交換して、今後の課題等もしっかりと認識しながら、次年度の取り組みについて進めていくというような状況で推進を図っている状況でございますので、今後もそういった評価、推進という形で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 今回は附属機関としてこの推進委員会を設置するわけではありますが、その懇話会との関係といいますか、そういった点について少し説明をお願いしたいというふうに思います。

◎総務部長（山田日出雄君） やはり附属機関として条例で位置づけるわけですので、そういう意味でいくと、評価、あるいは御意見、あるいは懇話会という組織で御意見を聞きながらというようなところがございましたけれども、今後、附属機関としてきちんと評価もいただいて、それに対して、もう少し、もっと積極的なかわりをいただきながら、評価、そして推進といった形になると思います。ただ、これも本会議でお話をさせてもらいましたけれども、推進に当たっては、やはり各市民団体等の皆さんもいらっしゃいますので、そういったところとも協働しながら事業を進めていきたいというふ

うに考えております。

いずれにしても、これまで以上に委員会の立場でいろいろと御意見をいただきながら、よりよい男女共同参画を進めていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。附属機関としていろいろ評価をしていくという、市民の意見ももらいながらという形で評価、推進をしていくということだというふうに思います。

それで、次に、第4条の組織についても本会議でさまざま議論があったところではありますが、ちょっと改めて、15人以内という組織でありますので、2項にあります委員のそれぞれの人数だとか、そういったこともちょっと詳しく説明していただきたいというふうに思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 委員会の組織につきましては、本会議で部長からも答弁させていただいているかと思いますが、まず識見を有する方は、大学教授の方をお願いする予定でございます。

2項の各種団体の代表者でございますが、ただいま現在も男女共同参画セミナーを企画していただいている委員の皆様からお二人をお願いする予定でございます。あと市民活動団体の方からお二人、国際交流協会の方だったり市子連の方だったりを御予定させていただいております。あと、学校関係ということでPTAの方お一人、婦人会の方、今でも懇話会に入らせていただいておりますが、婦人会の代表者の方、あとは民生委員児童委員協議会の方から1名ずつ、合計各種団体の方7名というふうに予定しております。

また、市民の代表者ということで、市民登録をいただいている方で、男女共同参画に積極的にかかわりたいと言っている方もいらっしゃると思いますので、その方からお二人。

あとは市職員として5名を予定しております。内容としましては、女性活躍推進法に基づく推進計画担当課として秘書企画課、DV防止計画担当課としまして福祉課、あとは育児、健康づくり支援担当課で健康課、企業への啓発担当として今も尽力いただいております商工農政課、あと学校教育の担当で人権等の教育もしていただいております学校教育課から1名職員が入って、合計15人以内で組織しようというふうに考えております。お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。市民の代表については市民登録制度からお二人ということになります。

じゃあ次の質問ですけど、第7条の関係で、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができるということですが、先ほども、これまで懇話会でいろいろ評価してきた、話し合っただけで推進してきたということもありますが、そういった形で広く市民も含めて

委員以外の出席なども求めていくという、そういう考えなのか、どういう場合を想定しているのかというところを少し説明をお願いしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） これまでは、懇話会の中で委員以外の出席ということでいただいていたのが福祉課の課長さんでした。福祉課のほうでDV関係のお話だったりがよく懇話会で議題になることもありましたので、委員ではありませんでしたが出席をいただいて、現在の取り組みだったり今後の取り組みだったりということをお話しいただいていたような状況でございます。

今、委員がおっしゃったような広く見識を持った方の出席だったり、あと担当課、今申し上げた市職員の担当課以外のところでも、議題に上がってくれば、そういったところで対応して、それぞれの取り組みだったり、今後の取り組みだったりを議題にして議論していただく予定でございます。お願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議は必要でしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） じゃあ議員間討議も省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論を省略し、採決に入りたいと思います。

それでは、議案第79号「岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 全員賛成であります。

採決の結果、議案第79号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略ということなので、省略し、直ちに質疑に入

ります。

質疑はございませんか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君）　きのうの本会議の中で、これまでの減給等に関する資料をとということでしたので、それをこれから配らせていただきます。お願いします。

◎委員長（堀　　巖君）　よろしく申し上げます。

〔資料配付〕

◎委員長（堀　　巖君）　資料の配付が終わりました。

質疑を続けます。

◎委員（宮川　隆君）　基本的な考え方をいま一度確認のためお聞きしたいんですけども、今いただいた資料では、その都度、不祥事もしくは何らかのことが起きた場合に、首長のもとで提案されているというふうに理解しているんですけども、昨日の本会議の中で、一定の整理がついた段階で発議したというような内容のお言葉が市長のほうからあったというふうに認識しています。

反面、みずから襟を正し、要は注意する側、指導する側がみずから襟を正し、まず自分の立ち位置というのを明確にした上で職員の処分に臨むという、そういう考え方も一面あると思うんですね。そういう考え方でいきますと、どちらが正しいというふうには言いかねますけれども、やはり今後も昨日に市長が言われたような方針で進むのか、それとも過去も含めてそういう流れで今まで来たのかという、その辺を確認させていただきたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君）　まず、今、少しお配りさせていただいた資料でありますけれども、一定私の知っている範囲もございまして、また過去の古いものについてわかりませんでした。担当のほうに調べさせましたけれども、一定議会の会議録等の古いやつを引っ張り出してきて見たりして、それでもわかった部分もあればわからない部分もあるということですので、そこら辺は御理解をいただきたいと思います。

これまで、特に私あたりがかかわっていたところの範囲でいくと、そのときそのときの状況でやっぱり変わってくるというのが実情だと思います。それは、例えば今回の件で言えば、どういう形になるのか、いわゆる警察の関係とか、どういう形になるのかといったところもありました。そういうところの判断を待たずして処分、あるいはみずからの分というのを発表することもあり得るというふうには思っています。ただ、今回はそういったところも整理をした上で、一定結果を見た上で処分、そして今回の特例条例に至ったというところでもあります。

それはそのときによって違うでしょうし、また他自治体を見てもそうですけど、そうした、検察というんですかね。そうしたところの結果以前に処分を発表されていらっしゃる場所もありますので、それはそのときそのときによって変わってくるものだというふうに理解しております。

◎委員（片岡健一郎君） 資料ありがとうございました。

過去の減給等について比較しても、今回の3カ月の10%というのはかなり当局としても重く受けとめられているのかなあというふうに感じますけれども、これ確認なんですけれども、上限というか、どれぐらいが一番マックスというか、そういうものは想定された基準としてあるのかないのか、その辺のちょっと確認だけお願いします。

◎総務部長（山田日出雄君） 特にその基準というのは持ち合わせていなくて、これは先ほどのお話にもつながりますけれども、やはりその状況によってどのくらいの期間、あるいは額というんですか、率というんですか、あるいはどの範囲までというのは、やっぱりその状況によって、一つ一つの事案がそれぞれ異なってきますので、そうしたところで全体的に判断していくことになると思っております。

そういう意味でいくと、今回御提案をさせていただいた市長・副市長の10%減額3カ月間というのは、これが当局側として適切だとした判断の結果であるというふうに考えています。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑ないですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 私からちょっと1点です。

この資料を見ても、合わせわざで一括して、例えば2件事件が続いた場合に、あわせてそれを例えば12月議会とかでそういう減給処分がされています。

これも、速やかに多分処分すべきだという市民からの、対応が遅いという声もありますけれども、そうなった場合に、この合わせわざで決めることと、同じ年度で2回やるとなったときの調整というか、考え方というか、それはどのように考えてみえますか。例えば、平成16年、19年、28年も全て2個の案件についてですよね、ずうっと2個の案件。1個の案件でどうだ、2個の案件が続いた場合にはどうだというところの、さっきの基準がないということの、それもそのときの判断ですけれども、今回のことという、それがもし月が離れていたらどのような処分になって、それが今回の合わせたものと比較していったらどうなのかという、そういう考察はされていたのでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 今16年で2件と言われましたけれども、これ

は違うと思います。

例えば19年って本当にすぐでしたよね。その1週間の間だったと思う。ちょっと記憶があれですけども、そうだったと思います。ですので、やっぱりその時期だというふうに思いますし、それが判断ができるタイミング。

あともう一つは、やはり議会との、議会の開会とのタイミングもあると思います。そういう意味でいけば、当然その特例条例としての中で上程をさせていただいて議会の皆さんに御審議をいただくわけですので、議会に提出するときのタイミングもあると思います。そういうところを判断しての上であって、決して合わせわざというわけではなくて、タイミングの問題というふうに考えております。

◎委員長（堀 巖君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいというふうに思います。

議員間討議はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 議員間討議を省略いたします。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第80号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第80号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第81号「岩倉市部設置条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議で相当質疑がありましたので、考えについてはお聞きしたところであります。

それで、副市長の答弁の中で部長から課長への権限委譲ということが言われましたが、ちょっと踏み込んだ答弁であったのかなあというふうに思いま

すが、決裁の権限を課長にというようなことも含めて少し答弁がありました
が、この辺についての議論というのはどのように進められているのか。要す
るに、この議案を提案するに当たって、そういう前提となるこういったこと
についてどのぐらい議論がされているのかなあというところをちょっとお聞
きしたんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 今の権限委譲の関係なんですけれども、決
裁規定を、まず部長、決裁のものを課長でとめるとかというところの話も現
在もしておりますし、これからは3月に向けてさらに詰めて、個々のもので
判断していきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） ということであれば、その検討委員会を設置せずに
これを提案されているわけですけど、課長も含めたような形での検討が必要
ではないかなあというふうに思うんですけど、その辺についてはどのような
見解なんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 決裁規定、非常に細かくたくさんありますの
で、それを一つ一つやっぱり整理していかないかんと思っているものです。
大体今のところ、もう少ししたら、例えば伝票なんかも、そうしたものでは
下げられるものはあるだろうなあというふうに判断はしていますけれども、
ただ、一個一個というのは、一つ一つの決裁区分を見ていかなくちゃいけな
いと思っておりますので、そういうところは、今後、当然事務分掌を所管す
る秘書企画課、またあるいは行政課とか、あるいはまたその関連するような
課、例えば個々の担当課での規定もありますので、そうしたところも把握し
ながらきちんと詰めていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） じゃあちょっとまた視点を変えてですが、庁内には
副市長を長として各部長が構成する組織というのが幾つかあるというふう
に思うんですが、組織までではないものの、例えば今回の議案になっている指定
管理者の指定なんかは各部長さんが判断する、評価するという形でやってい
ると思うんですけど、そういった部長さんたちで構成する機構だとか組織と
いうのはどのぐらいあるかってぱっと答えられないですよ、ちょっとわか
りましたら教えていただきたいんですが。

◎総務部長（山田日出雄君） ぱっとはちょっとなかなか難しい面がありま
すけれども、例えば、今言われたようなお話でいけば、広告審査委員会とか
ですね。いろいろその規定上であるものもあります、要綱とかの設置であり
ます。恐らく、数はすごいあると思います。

あと、その都度、今の指定管理者のような話だと、その都度その都度要綱
の中で判断していく面もあります。ですので、数とすればかなりあるのでは

ないかなあとと思います。感覚的な話で申しわけないです、済みません、今は。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

今回、私、一般質問をやる資料の中にもちょっとそういうものが少し見受けられたということもありますので、かなりの数があるんだろうなあというところでもあります。

そういったところで、1人ではありますが部長さんが1人減るということで、これまで6人でいろいろ検討をしながら判断してきたものというものが5人でやるということについて、やはり多様な意見の反映という点では少しマイナス面があるのではないかなあというふうに思うんですが、そういったところについてはどのようにお考えでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 意思決定というようなところでいいんですかね。じゃあ何人が適正だという話にもなりかねないもんですから、そこら辺のところはお答えに正解というのはあるのかあと逆に思ったりするんですね。

ただ、本会議でもお答えさせてもらいましたけれども、人数が1人、部長職が減ることになっても、それぞれの部長職、あるいは課長職も含めてだと思えますけれども、そうしたところのマネジメント能力の向上と、あとやはり経験等を積んでいくことで、より正しいというのはおかしいんですけど、適切な意思決定の場になっていくというふうに考えています。

◎委員（木村冬樹君） じゃあちょっと私からは最後になりますが、今回の事務分掌の関係で、例えば総務部のところでは統計に関することというのが追加されて、それぞれ各部の事務分掌の並びかえも行われているというふうに思いますが、ちょっとこの考えはどのような考えで行われたのかというところをもう少し説明をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） このたびの条例で事務分掌を改正させていただきました。

まず、情報管理及び統計に関することということで、こちらのほうは統計に関することと情報管理に関することということに分けさせていただきました。こちらのほうは所管が今、統計に関することは秘書企画課のほうで所管しており、情報管理に関することは協働安全課で所管しているということで、過去は1つ企画財政課というところがあったもんですから、そこで一緒に課でやっていたもんですから、今は課が違うということで、それぞれ分けて規定することとしました。

あともう一つ、健康福祉部の事務分掌の中に後期高齢者医療に関することということで追記させていただいております。こちらは市民窓口課の事務で今は後期高齢事務のほうを所掌しており、近隣の状況を見まして、こういう

後期高齢医療者に関することという事務分掌を規定されているところも見受けられましたので、こちらのほうは新しく追記のほうをさせていただきました。以上です。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はありますか。

◎委員（宮川 隆君） この後の一般質問にもかかわる部分ですのであれなんですけれども、職員のモチベーションの部分でちょっとお聞きしたいと思うんです。私も自分の職場の中で人事なんかも担当してきた関係もあって、現場職としては、時間外等々の関係もあって、管理職にはなりたくないとあって言われる方もお見えでした。

岩倉市においても、これから今後課長になっていただきたいとか部長になっていただきたいという方が過去に幾人も途中で退職されたという、辞職されたというような事例も聞いております。具体的にはあれなんでしょうけれども、こちらとしては、この人が次に課長になってもらいたいなあと思っている方が、体調の問題もあるんでしょうけれども、おやめになられたという事例も過去にはあったように思います。

要は、職場の今の環境の中で上昇志向を持たれて、次は俺だというふうに思ってみえる方もいれば、まだ重荷だよなあ、だからどうなのかなあと思ってみえる方も現実問題はあると思うんですね。そんな中で、部長が1名減ることによって、課長の数は今回は変わらないわけなんですけれども、将来を上昇志向の中で設計してみえる方にとっては、1名ポストがなくなるということはモチベーションが下がる可能性もあるとは思いますが、その辺のフォローというか、マネジメントの話も昨日に出ていますけれども、そういうことというのは長いスパンの中でフォローできるような状況にあるのでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） ちょっと昔のお話も出ましたので、私のほうから少し。

確かに以前は勸奨退職という制度があって、一時やめられる方も、途中で、早目にやめられる方もいらっしゃいました。だけど、最近はほぼないというふうに考えております。そうしたところのところですね。ですので、それと今のモチベーションとつながるかどうかはまた別の話かもしれませんが、事実としてはそういう事実があるということをお理解いただければと思います。

また、職員の上昇、昇格意欲というのも、一般論として、今お話があったような責任のあるところにはというふうな傾向もあるということは以前に聞いたこともありますけれども、本市においてどうかという点は、一定その本

人の自己申告書というのがございますので、そうしたものを全員に書いていただいていますので、そうしたものを見ながら、適材適所という言い方になってしまうかもしれませんが、それに努めているというところであります。

確かに、次は自分だと思ふような職員もいるのかもしれませんが、一方で、それは先日もお話ししましたとおり、組織というのは流動的に変わっていくものだというふうに思っていますので、それはかつてはふえたときもあります、部長職としてですね。例えば13年に新庁舎になったときには水道部というのがございましたね。そういうこともありますので、それはそのときそのときによって組織全体として考えていくことだというふうに認識しています。

◎委員（木村冬樹君） 申しわけありません、最後と言っておきながら、もう一つ、済みません。

組織のスリム化というところについてなんですが、今、部長が答弁の中で、例えばグループなんかでは分けて、事務分掌を少し分けるような形にやったこともこの間あったというふうに思っていますし、また課を合わせたりだとか、そういう形でやってきて、流動的に組織は動いていくということについては理解できるところなんですが、そのスリム化ということにこだわると、本当にどうなんだろうというところもやっぱり頭にあります。ちょっとうまいこと表現できませんけど、要するに、組織としてうまく回っていく方向で考えていくということがやっぱり一番ベストというふうに思いますが、やっぱりスリム化というのが求められるといいますか、国からも市民からもあるのかもしれませんが、その辺のスリム化という点についての考え方をもう一度ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎総務部長（山田日出雄君） スリム化というんですか、最適化と呼ぶのが本当は正しいのかもしれませんが、それは今言ったように、その最適というのは、社会情勢とかいろんな状況の中で変わってくるものだろうなと思います。ただ、現段階の中でいけば、組織全体として考えれば、部長職の増減だけにとらわれることなく、当然、係まで含めた全体の職員の中で対応していく部分もあると考えていますので、くくりとしてはスリム化になりますけれども、仕事としては、これまでと変わらない面もありますし、また一方で、さっきお話もありましたけれども、グループの中でも所掌の少し分担を分けてみるとか、あるいは移動させてみることによって、そのときそのときの最適化というのを考えてきていますということです。

◎委員（宮川 隆君） きのうの副市長の答弁で少しひっかかった部分があ

ったので、言葉尻をとるといふようなつもりはないですので、お聞きしたいと思うんですけれども、本来その人事というものは、適材適所に配置するという側面と、それから、少し背伸びすれば手が届くということ而努力させるということで、挑戦させるという意味合いでの配置という二面性があると僕は考えています。

その中でちょっと気になったのが、副市長も部長経験者としてのお言葉で、それで今そちらにお並びの部長さんたちの御苦勞を代弁されたと思うんですけれども、新任の部長さんたちは大変だと。しかし、三、四年たてばいっぱいになるという趣旨の発言をされました。市民からすれば三、四年待つというのはどうなのというふうに思われる部分もあると思うんですね。やっぱりなった以上はその職務ですぐに一定のレベルに上がっていただきたいでしょうし、もしくは部長が経験だとか知識というものを持ち合わせていない、急にかわった、持ち上がりだったら別でしょうけれども、急に部署が変わって、担当が変わることになると、やっぱりそれはすぐにというのは無理なんだろうけれども、それをフォローする体制というのはいくらも大切だと思うんですね。

そうすると、きのうの議論の中でも一定ありましたが、課長やその他部下の方々に負担がどうしてもかかると、これはもう現実としてあると思うんです。そういうものを、人事をつかさどる立場として、どのような形で市民サービスに影響を与えないような取り組みをしていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） 副市長の真意というのは、自分の経験と、あと以前、横で見ていたところも含めてですけれども、最初から一定のレベルにあります。ただし、そのためにはやはりかなり努力をしなくちゃいけない。だから、それでよしとしているわけではないですね。だから、そういうところの真意だと思います。だから、一定当然議会の中でのお話、あるいは事務的な部分も含めて、知識も経験も含めて、やっぱり部長職として異動になったすぐのところでも一定の職責を担っていかなくちゃいけない、そのためには大変だろうなあというのは事実であって、あと、それが経験を踏んでいくことでより幅広くさらに高みに上がっていくというんですか、経験値を積んでいくことで、より職責が、より業務ができるという形にしていけるというふうなところだと思います。

最初は、だから、そういう意味で、かわったばかりだから一定レベルにないという話は認識していませんし、我々もそういうことのできる職員をそのポストにつけているというふうに認識しています。ですので、当然その際に

は、一定昇格するときには、特に例えば部長職や課長職に昇格するときには、全てが全てというわけにはいきません。人事異動というのは、なかなかベストというのが難しい面が実情です。やっぱりよりベター、ベターのまたベターという形を目指していくのが人事異動だというふうに私は思っています、これまでの経験の中で。そういう中でいけば、今は適材適所という表現なのかもしれませんがけれども、その任につけるとときに、これまでの経験とか、その職員のそれまでの経験とか、そういったところもやっぱり一定考えながら人事異動として行っているというところでありますので、そういったところは御理解をいただければと思います。

〔「委員長、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

◎委員（木村冬樹君） 休憩を少しいただいてもいいですか、5分ぐらい。

◎委員長（堀 巖君） はい、わかりました。

じゃあ5分休憩ということで、11時5分まで休憩といたします。

（休 憩）

◎委員長（堀 巖君） 休憩を閉じ、再開いたします。

質疑はほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 私、委員長からちょっと1点お願いいたします。

社会情勢で変わるという話がありましたけれども、社会情勢で変わらない部分もあると思うんですね。例えばそれは、1部長当たりの抱える部下の職員数であるとか、さっきの業務量の話ですよ。総務部長が筆頭部長というふうに暗黙的に理解されているように、議会对応ではやっぱり総務部長が一番出番が多いというのは皆さんの共通認識、職員を含めて、共通認識だと思いますし、時代時代によって変わっていく、さっきの教育こども未来部のような、そういうところの業務量の増加みたいなところはあります。そういった算術的な業務量の洗い出しと、1人の部長が抱える、例えばマネジメントと一言で言っても、目標管理制度を含めた人事評価であったり、その職場のOJTであったり、さまざまなマネジメントの種類があって、業務量も非常にたくさん、見えない業務量があると思います。

そういったことで、一定の最適化という言葉でいうと、1人の部長が持つ部下数であるとか、そういうところのらしみたいなところを業務量と比較して決めていくということが一つ必要かというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

〔「それは質問」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） はい、質疑。

◎総務部長（山田日出雄君） 恐らくそれも、確かに一定の部分はあるでしょうけれども、じゃあこの数字で固定というものは多分ないと思うんです。それはなぜかと言えば、当然、少し本会議の場で私ちょっと言い漏らしてしまいましたけれども、いろいろシステムが入ってくる。例えばパソコンも一つそうですよね。かつては手書きでやっていました。それを今はパソコンで効率、若干ですけど、ある程度簡易なというんですか、労力を使わずにできる書類もあつたりしますよね。そういうこともありますので、固定化するというのは逆に違うのかなあと思います。

ただ、やはり感覚的な面ではなくて、それぞれやっぱり、どう言ったらいいんですかね、数値ではないのかもしれませんが。数値で出すのはなかなか難しいとは思いますが、例えばマネジメントというお話をさせてもらいましたけれども、じゃあ今、本当に部長職、あるいは課長職がある意味役職として求められているマネジメントのほうに、例えば人事評価も含めてですけど、力を注いでいられるかという、一定やっぱりそうじゃない事務的な部分もいっぱいフォローもしてやっているのが現実ですので、そうしたところは組織全体としての力をつけて、役職に合った力をつけていくというんですか、整理をしていく。マネジメントというか、役職に合った業務を担っていくというようなところが必要だと思います。ただ、それを今の段階で数値化していくというのはなかなか難しいでしょうし、一定変わっていく分もあるだろうなあと思っています。

ですので、人事評価でもそうですけれども、これもやっぱり社会情勢の中で出てきた業務だと思います。かつてはそういうことはなかったですね。ですが、今はそれを求められている。それは法的にも求められている。そういうところがありますので、そうした部分は時代、あるいは社会情勢によって変わっていくものだと思いますし、それにあわせて組織、あるいは職員の求められる能力等も変わってくるんだというふうに認識しています。

◎委員長（堀 巖君） いまいちちょっと伝わっていない部分があると思うんですけれども、例えば、具体的に言うと、この岩倉市の6人の部長さんたちが抱える部員数のばらつきって結構あると思うんですよ。それによって、さっきのパソコンで事務作業をするというのは、それぞれそれは係長以下の職員で、それこそ部長さんたちが実務的なものをシステムを使ってやるということはほとんどないというふうに思います。やっぱりマネジメントの業務が結構大きいウエートを占めるのではないかなあと思いますが、だから、そこら辺の物理的なところである一定のならしみたいところがあるし、個々の部長さんたちの能力の云々ではなくて、一般的な部長職としての賄え

る範囲ってやっぱりあるじゃないですか。だから、例えば職員の不祥事の問題であるとか、そういったところはやっぱりそのひずみによって生まれてくる可能性だってあるだろうし、管理監督という立場のマネジメントで言えば、見ることができる範囲というのは一定あると思うんです、限界値みたいなところが。それがどのように組織内で議論されて意思形成されているのかなあというところが非常に疑問だし、今後そういうふうになったとき、またそういうひずみでもって膿が出てくるのではないかなあという、そういう懸念を感じているので、そこら辺の考察がいまいちできていないのかなあという気がいたして仕方ないんですが。

◎総務部長（山田日出雄君） 部長職で一番部下が多いのが教育こども未来部長ですよ。

ただし、それは所属の職員は多いかもしれませんが、その分、一定、例えば保育園ならば主幹職として園長さんがいます。あるいは児童館長もいます。そういうところでいわゆる中間管理職的なものも置きながら、やはりその人数がストレートに部長職に影響しないような形というのは組織として考えていくべきものでしょうし、そういうふうになっているというふうに考えています。

◎委員長（堀 巖君） 質疑がほかにないのであれば、続いて議員間討議に入りたいと思いますが、議員間討議はどうでしょうか。

〔「ちょっと議員間討議をしたいなあと思います」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） じゃあ議員間討議をいたします。

◎委員（木村冬樹君） 今、議会改革をどういう方向で進めるのかというところが非常に、一定の議会基本条例ができて岩倉市議会では9年になるということで、この間、研修でも受けてきているように、やっぱり一つの議案に対して、合議制の機関ですから、多方面からいろんな質疑をする中で結論を導き出していくという努力が議会には必要だというふうに思います。そういった努力が行われるからこそ、それによって導き出された結論だからこそ市民が納得するという、そういう議会改革の方向をやっぱり目指さなきゃいけないなあというふうに私は思っていますし、この間、皆さんも多分そういうふうに思いながら進めているというふうに思います。

それで、今回の議案について、ちょっといろいろ懸念があるものですから、その辺だけちょっと表明させていただいて、どう考えたらいいかというところを少しほかの議員の皆さんの意見もいただきたいなあというふうに思います。

1つは、この組織機構の見直しというものですが、庁内の検討委員会など

が設置されずに今回のことは意思決定がされています。そのことで少し大丈夫なのかなあという思いがどうしてもあります。特に、本会議の質疑の中で、部長から課長に決裁権などの権限委譲をしていくというようなことが示されているということで、そうであるならば、なおさら課長なども含めた庁内での検討が必要だったのではないかなあということが1点懸念です。

それともう一点は、組織のスリム化という言葉が言われました。最適化という言葉のほうがよりベターかなあというふうに思いますけど、スリム化という言葉でいいますと、やっぱり人を減らして組織を小さくしていくというイメージがありますので、そういったスリム化という点でいくと、部長さんが1人減るといふ、そういう効果だけだというふうに思っていますし、部をまたいだ課の連携というのは、これまでもいろんな形で進められているプロジェクトだったり、いろんなことがやられているというふうに思っていますので、そういった点での今回の市民部の廃止というものの必要性がちょっと余り感じられないところが2点目の懸念です。

それから、3点目は、新たな事務分掌によって、僕は特に健康福祉部が少し心配だなあと、大きな組織になるんじゃないかなあというふうに思います。今でも介護保険だとか高齢者福祉ということで非常に大きな、制度も介護保険も3年ごとに見直されているわけで、そういう制度がある上に、国民健康保険だとか、あるいは住民基本台帳だとか、戸籍だとか、こういうところも健康福祉部の事務になっていくところでいくと、これも新たにマイナンバー制度の問題だとか、国民健康保険も県単位化されて2年目ということで、制度の転換期ですので、そういった点で非常に部長さん自身が事務を掌握しながら適切な指導をしていくというところが少し懸念があるなあというところではあります。

もう一個あるんですけど、これは大したことないですけど、部長さんで構成する組織が幾つかあるということは先ほど言われましたけど、そういったところでの1人減るといふことは、やっぱりそれだけの意見が減るわけで、少しマイナス面になるのではないかなあという懸念がありますが、そういった点について皆さんはどうお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

◎委員（水野忠三君） 4点ほど、今問題提起があったと思うんですけども、詳しくは後で賛成討論で言わせていただく予定ですので、賛成討論で述べますが、内部組織の見直しの判断は市長の権限であるということと、その内部の検討ということで、市長みずからその検討委員会等を設置する必要があるというふうに考える場合は、もちろん設置すればいいというふうに考

えますけれども、まず内部組織の見直しの権限、判断、そういうものは市長のもとにあるということを考えております。

〔「必要性がないということ」と呼ぶ者あり〕

◎委員（水野忠三君） いや、それはまた後で申します。

それから、あとは、その必要性ということかというと、その事務とか事業の運営というのは常々から簡素、効率的なものでなければいけないというふうになっていると思いますので、必要性はあるというふうに考えます。

◎委員長（堀 巖君） 以上ですか。

◎委員（水野忠三君） それで、3点目、4点目については、今後、例えば実際に市民部が廃止されたときにどのようになるかという、事後的な評価も含めて検討すべきと考えております。

◎委員長（堀 巖君） ほかに。

◎委員（片岡健一郎君） いろいろ木村委員のほうから御指摘がありましたけれども、ちょっと1つだけ、新たな事務分掌による負荷ということを中心を心配されていたところについての僕の考えなんですけれども、多分、当局も検討をされているというふうに本会議のほうで答弁されましたんで、この件に関しては非常にIT化が進んでいくんだろなあというふうに想像しています。RPAの協議会というのが愛知県のほうで設置されるということで、そちらのほうでIT化の部分で省力化を図りたいというふうに御発言がありましたので、その辺で窓口業務などは本当にその最たるもので、自動化できる部分、かなりあると思いますので、その辺でかなり省力化を図っていけるんじゃないかなあというふうには僕は考えております。

◎委員（伊藤隆信君） 私も、今これをお聞きしてございまして、今の時代に対応したやり方で今後試行錯誤しながらやるというような当局のお言葉を聞きまして、やはり一つの時代の流れかなあということを今は痛感しております。過去に行財政改革という言葉がはやりましたけど、今はちょっとそういうのはなくなったんですけど、やはりこれから少子・高齢化、人口も減少していく中で、やはり当局のこういう方針というのはやむを得ないかなあという気をしております。

◎委員（木村冬樹君） 事務分掌の関係で、片岡委員がおっしゃられたIT化が進められるというのは大事なことですし、そのことによって課としての仕事がスムーズに動いていくということは重要なことだというふうに思うんですけど、部長の任務というところはちょっとその分とは違う部分があって、例えば国民健康保険であれば、今県単位化の中で、毎年県からこれだけ収めてくださいよという金額が提示されるようになってくるわけで、その判断を

最終は市長ですけど、大きな部としての判断を部長がしなきゃいけないということになってくるわけで、それを今まで市民部がやっていたというふうに思いますし、だから、そういういろんな責任だとか、判断の重みだとかというのがやっぱり部長にかかってくるというのが僕は大きな部分であるんじゃないかなあということを書いたかったわけで、片岡さんの言い分を全く否定するわけじゃないですけど、そういうことなんです。

◎委員（宮川 隆君） 私の考え方の基本は、市民サービスであったり、それから行政サービスの停滞というものにつながるのかどうか。確かにスリム化という表現よりは適正化というほうが僕も正しいなあとは思っています。ただ、これは表現のあり方の問題なので、今後どういうふうに捉えるかということ、もしくはどう表現していくかという話になると思うんですけども、その中で今行政が行っている部分で定型化された作業、要は本当にいわゆる作業というものはどんどんIT化で処理すればいいし、その部分を人間性というか、ヒューマニズムに訴える部分という、要は対市民に接する時間をどれだけふやせるかということもこれからのサービスにおいて必要かと思うんです。

だから、それを基準に考えたときに、じゃあ部長が1名減ることによってどこまで停滞するのか、決裁がおくれるのかということは余り考えられないような気がしますし、その部分を庁議というんですか、要は一定の合議体の中で情報共有をしながら進めていっていただく。要は部長個人の決裁といえども、それが個人の判断で全てが市長の名のもとに行政運営がされていくということでは、今の岩倉市は、ないんじゃないかなあというふうに捉えています。やはりいかに手元にある情報、もしくは窓口から上がってくる情報というものをスムーズに処理できる、もしくは判断できる。そういうような時間的な余裕であったり、それから人間的な経験値であったりというものを積んでいただくということが今後大切な課題ではあるとは思いますが、1部署が……、今回、課は減少するわけではありませんし、それに携わる職員の数が変わるわけでもない。最終決裁者である部長が1名減ることにとどまれば、課題は一定あるにしろ、その最適化にかかわる部分ということに関しては、余り大きな課題として問題視するところまではいかないのではないかなあというふうに認識しているところであります。個人ね。

◎副委員長（鬼頭博和君） 今皆さん言われたとおり、宮川さんの意見と私はかなり近いんですけども、やはり課自体は少なくなっていくということなんです。また、当局の説明にもありましたとおり、連携がやっぱりこれまで以上に強まっていく、そういった意味では課の力というのもやっぱり強め

ていかなければいけないなあというふうに思います。

部長さんが1人減るということで、確かに1人の部長さんが担当する課がふえて業務量が大変になるかもしれないんですけども、その分、担当課がやはりちゃんと力をつけて部長を助けていくというような、そういった形の、「ワンチーム」というような言葉がことしありましたけれども、大賞がありましたけれども、そういった形で、横の連携をやっぱり強めていっていただきたいなあというふうに私は思っておりますので、こういったスリム化というか、最適化ですね、これはいいかなあというふうに思っております。以上です。

◎委員長（堀 巖君） 私も討論に参加してもよろしいでしょうか。

さきの片岡委員の話は全体的な業務量の話であって、部長が担うべきというさっきのマネジメントですよね、それとその意思決定、判断の部分、そういったところが非常に大きいわけで、まさしく木村委員が言われた重大な決定について、部長としての部全体の意思決定をするというところの心理的や、そういう責任の重みというのははかり知れないものがあるし、今でもやっぱり、例えば今6人の部長さんがいます。3人に減らしたらどうだという提案は、皆さんどうなんですか。物理的にやっぱり無理なんですよ。だったら岩倉市部1つでいいじゃないですか、連携を深めるんだったら岩倉市部1つでいいじゃないかと言ったら、それは市長と一緒に話になっちゃいます。

ですから、やっぱりどこの組織でもピラミッドとしてきちんと組織論というのを議論した上で、その部長の数の適正な数、部長が受け持つ課長の数、そういうところはおのずとやっぱり平均的なものが決まってくるべきだというふうに思うんですね。それは民間企業だって同じだし、市役所だって同じだと思います。

そういったところの、個々の能力が高ければこなせるだろうとか、さっき水野委員の市長の権限だという話も、ちょっと僕は違うと思います。この条例で出てきて、どうして条例で出てくるかというところは、やっぱり市民サービスに直結する、影響が出ないのかどうなのかということを中心に市民の代表として議論するために、条例という仕立てになっていって、それが議決案件になっているというふうに理解しないといけないというふうに思います。

ですから、ちょっと懸念があって、懸念だけで反対というところはなかなか言えないですけども、本当に心配をしているので、今後のいろんな心配を払拭するための見直しをしていただきたいというふうに思いますし、ただ、部課長会とかでさっきの権限委譲の話がまだされているかどうか。僕はされ

ていないというふうの一部で漏れ聞こえているんですけども、やっぱり事後ではなくて、先に聞いて、検討して、議案を提出するというのが本来のあり方なんじゃないのかなあというふうになんて個人的には思っているところでもあります。

いいですか、いろんな意見とか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） それでは議員間討議を閉じたいというふうに思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 続いて討論に移ります。

討論はございますでしょうか。

討論はないですか。

◎委員（木村冬樹君） 討論するって言ったよね。

◎委員長（堀 巖君） 賛成討論ある。

[「反対がないといかん。」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） いや、いいよ。賛成討論しても。いいよ。

◎委員（宮川 隆君） 別にいいよ。

[発言する者あり]

◎委員（井上真砂美君） 反対討論がないならいいじゃない。

◎委員長（堀 巖君） じゃあなしでいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

◎委員（水野忠三君） じゃあしてもいいですか。

◎委員長（堀 巖君） いいですよ。はい、どうぞ。

◎委員（水野忠三君） 反対がないのですが、賛成討論をさせていただきます。

議案第81号「岩倉市部設置条例の一部改正について」に対する賛成討論をいたします。賛成の立場から討論させていただきます。

まず第1に、今回の議案第81号に関しては、地方自治法上の規定及びその趣旨に沿ったものと考えます。地方自治法第158条第1項において、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌するため、必要な内部組織を設けることができると定め、同条第2項で、普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないと定めております。今回の見直しは、組織のスリム化と各部課の連携を深めるため

のものであり、法が定める事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮されたものだと考えます。

また、第2に、平成15年7月17日、総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」の中の、改正の趣旨及び留意点において、地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても、従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこととされております。

本会議での答弁にもありましたとおり、今後の組織は、社会情勢や社会のニーズは日々変化していくことから、組織も固定化するものでなく、今後も流動的に柔軟に対応していくこととなるものであります。今回の組織改編は、まさに事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮されたものであり、かつ社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても、従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する妥当なものと考えます。

そして、第3に、組織機構検討委員会等を設けることなく決定したことについて、あたかも瑕疵があるかのごとく論難する見解も見受けられますが、さきに述べた地方自治法第158条第1項において、普通地方公共団体の長、すなわち本市については、市長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができると定められております。すなわち、内部組織の見直しの判断は法的には市長の権限であり、市長みずからが検討委員会等を設置する必要があると考える場合は別論として、民意を代表する議会がその可否及び当不当を議案審議の場で判断する以上、今回の部の廃止について、検討委員会等を設置しないことが不当だとの批判には当たらないと考えます。直面する行政課題の多様化に対応するため、より連携した組織体制を整備することを一つの目的として、迅速に組織改編等を市長がリーダーシップをとって行うことは、むしろ望ましいと考えます。

第4に、地方自治法第154条において、普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督すると定められており、市職員は行政官として市長と上命下服の関係に立ち、市の内部組織の所属長及び上席者の指揮監督に服さなければならないことになっております。これは、市の組織が全体的

に統一的・階層的な組織をなし、行政事務等について常に一体的な活動が要求されるからであり、このような組織原理を前提とするならば、市長が考える組織改編を認め、政治責任を含めた結果責任を市長が負うのが本来のあり方だと考えます。

そして、第5に、本会議での答弁でも述べておられましたが、部の名称については、市民部という名前はなくなっても、市民窓口課、環境保全課、税務課等々という名称は残るのであり、市民の方は通常、部の名前でなく、課の名前で判断されることが多いと思われます。したがって、市民の皆さんに対する影響はそれほど大きなものではないと言え、今回の議案第81号の内容が市民への悪影響や過大な負担になるものではないと考えます。

以上、述べた諸点の理由から、議案第81号「岩倉市部設置条例の一部改正について」に対し、賛成いたします。以上です。

◎委員（宮川 隆君） 済みません、休憩をお願いします。

◎委員長（堀 巖君） はい。何分ほど。

◎委員（宮川 隆君） いやいや、そうじゃなくて、水野委員、何を言われたのか理解に苦しむので、要約して、何を言われたのかの発言をお願いしたいと思います。

あと、一定審議の中での発言と違う内容の発言があったように見受けられますので、その辺は整理していただきたいなあと思うんですが、いかがでしょうかということなんです。

（休 憩）

◎委員長（堀 巖君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

先ほどの賛成討論の中で、ちょっと内容的に非常に難しい面もあって、委員の中からももう少しわかりやすく説明してほしいという意見があったので、水野委員、よろしいでしょうか。

◎委員（水野忠三君） 大まかに5点ほど申し上げました。

第1に、まず法の規定及び趣旨に今回の議案が合致しているということが第1点、それから第2点は、総務省自治行政局長通知というのが平成15年7月17日に出されておりました、その中で求められていることに合致しているということ、それから第3点目に、先ほど議論でもありました組織機構検討委員会等、名称はいろいろあり得るかと思いますが、要するに検討委員会などを設けずに決定したことについて、表現の中では「あたかも瑕疵があるかのごとく」という言い方をしましたが、要するに検討委員会などを設けることなく決定したことが適切かどうかという議論がありましたので、そのようなことについては問題がないということをおっしゃいました。

それから、第4点目に申したのは、地方自治法第154条の規定を引いて、いわゆるその組織として一体的な活動が要求されているということです。市長が考えておられるまず組織改編というのは認めた上で、その政治責任を含めた結果責任を市長が負うということで、これは別に議会が責任を負わないと言っているわけではございません。いわゆる政治責任を含めた結果責任を市長が負うというのは当然のことでございます。

そして、第5に、これは本会議での答弁で述べられたことを引いて、課のほうは残るといふ、要するに部の名称、市民部という名前がなくなっても課の名称は残るといふことで、市民の皆さんに対する悪影響とか過大な負担という懸念は要らないと、余り気にしなくてよいというような趣旨を述べたものでございます。

◎委員長（堀 巖君） それでは、賛成討論のみということで討論を終結して、採決に入りたいと思います。

議案第81号「岩倉市部設置条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第81号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号「岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略で」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 簡単な確認です。

今回道路占用料条例の改正にあわせていろいろ改正される条例がありますが、その以外のところで、第4条の改正と第6条第2号の改正については、この機にあわせて正したという、そういうことで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 第4条の改正につきましては、教育委員会についても減免をすることができるというふうになっておりますので、こちらについてはおっしゃるとおり、これを機に少し内容を見直しましたところ、減免については市長の権限ということでしたので、この機会に直させていただいたものです。

使用料の還付の、還付しないというところの例外として定めている、「市長」というところだけでしたが、それは教育委員会の承認というところも受ければ還付ができるということで、こちらについても委員のおっしゃるとおりでございます。

◎委員（片岡健一郎君） 岩倉市道路占用料条例に伴って、こちらのほうも使用料の改正が行われると思うんですけども、確認ですけども、現状と、また経過措置後の使用料の歳入、その辺の合計がどれぐらい変わるのかというのを教えていただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今回、道路占用料条例の別表を引用しているというか、そちらの規定に基づいていただいている使用料というところの変化について御説明をさせていただきます。

今年度、令和元年度につきましては、その部分の金額は18万5,693円ほどの見込みでございますが、予定をしております。以降、令和2年度につきましては22万2,831円ということで3万7,138円の増と、令和3年度につきましては23万4,321円ということで4万8,628円の増ということでございます。ただ、こちらはあくまでも試算ということで取り扱っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） ほかはないですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

議員間討議はいかがいたしましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） では、議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第82号「岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第82号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号「岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略というお声が上がりました。

省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） これも1点だけ、確認で申しわけありません。

第15条の第3項に、法律改正によって「報告等」というものが追加されております。それで、報告等の説明も説明資料にはございますので、理解はできるところでありますけど、この法律改正されて「報告等」が加えられたという、そういう背景というのは、何かこれまでの災害の中でいろんな支障が出ているのかなあというふうに思ったりもするんですけど、何かわかる説明がありませんでしょうか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 過去の災害の中で、今までの東日本だとか阪神大震災の中で、災害援護資金の貸し付けを受けた人の状況を国のほうでいろいろ精査した上で、そういったものを、必要な措置を講じるために災害弔慰金の法律が改正されたということで、実際、何があったかというところの詳しい事情までは聞いていないという状況で、そういったいろんな災害の中を考えて、償還金の支払いや免除の対象、特例、周知徹底、それで報告も必要になったということで法律が改正されたというふうになっております。

◎委員長（堀 巖君） ほか質疑はありませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑もないようですので、次に議員間討議も省略でよろしいですか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第83号「岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第83号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号「岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 済みません、これも同様なんですけれども、岩倉市道路占用料条例とともに関連して改正が行われるということで、こちらも使用料の現状と今後の見通しというので、数字をお知らせください。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 平成30年度の決算額をベースにお答えさせていただきます。平成30年度の決算額が155万1,734円でございます。

それに対して見込みなんですが、令和2年度は約7万3,000円の増額、令和3年度が11万8,000円ほどの増額だと見込んでおります。

◎委員（木村冬樹君） この条例の改正のたびにいろいろ聞いていたりするわけですが、条例の改正というか、予算の関係なんかも含めて聞いていますけど、この公共用物の関係で市民が負担している、例えば水路の上にかける通路のことをいつも聞いているんですけど、これは道路占用料条例の関係の別表のうちのどの部分に当たるのかということのを少し教えていただきたいんですけど。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 水路の上の橋かけに関しましては、道路占用料条例の別表ではなく、公共用物の管理に関する条例のところの「その他の目的に使用する場合」というところに当たります。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ改正なしということかな。はい、わかりました。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） よろしくお願ひします。

◎委員長（堀 巖君） ほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議はいかがいたしましょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第85号「岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について」賛

成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第85号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号「岩倉市道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

質疑がないので、議員間討議及び討論は省略させていただきますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） それでは、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第86号「岩倉市道路占用料条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第86号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第87号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はどうしましょうか。

[「省略で」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 省略という声が上がりましたので、省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

◎委員（片岡健一郎君） 済みません、これも同じく確認させてください。

こちら道路占用料条例に伴い改正が行われます。使用料の現状と今後の見通しを教えてください、お願いします。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 今年度の決算見込み額が1万1,190円でございますけど、来年度につきましては2,238円の増収、さらにその次年度につきましてはプラス802円の増収を見込んでおります。

◎委員（木村冬樹君） 第14条の關係の別表第2のうちの道路法施行令第7条第4号、5号、6号及び7号の關係が、少し表現が変わるわけですけど、単位を明確にするためということで改めたという、そういう認識でよろしかったでしょうか。あと、これまでもこの点については問題がなかったのかどうか、その点についてお聞かせください。

◎維持管理課長（高橋 太君） 今回の別表2の改正につきましては、おっしゃるとおり、単位、使用料が1枠で表記しているものと、末尾の2行の単位と使用料が別々で表記しているものと2通りございまして、基本的には金額は同様に道路占用料のほうから引っ張ってきていると。ただ、その使用の許可の対象物が1枠で単位も金額も同じものは、例えば第1種電柱であれば、全く同じ第1種電柱を想定しております。

ただ、末尾の2行については、例えば一番下の競技会だとか、展示会、博覧会その他の催しのために設けられる仮設工作物というのは、実は道路占用料のほうでは、そういう対象物ではなくて、ほかのものを想定したものでございます。ですので、ニアリーなものを準用するという違いがございますので、そういった意味合いから、準用するものについては、単価については、こちらの都市公園条例のほうで独自に定めておると、そういう形をとってございます。

◎委員（木村冬樹君） 大体わかりました。

◎委員長（堀 巖君） 大体わかりましたか。全然わからん。

ほか質疑ありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。議員間討議はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はありますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） それでは、討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第87号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第87号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「あと1つ」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） もう一個やる。じゃあ休憩せずに突入するという
ことで。

続いて、議案第88号「岩倉市下水道条例の一部改正について」を議題と
します。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略で」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと大変認識不足だったと思いますが、申し
わけありませんが、ちょっとお聞かせください。

今回のこのいわゆる責任技術者登録手数料に関する規定というものを削除
するというので、これは法律によらないものということ、説明の中では、
県下水道協会の総会で決定によって変更していくということになっていま
すが、これは、もちろんそういう形でいいというふうに思いますけど、法律
では何の規定もないという、そういうことでよろしいでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 委員おっしゃるとおり、法律では何
の規定もございません。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、次に議員間討議に入
りますが、いかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第88号「岩倉市下水道条例の一部改正について」賛成の委員の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第88号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

付託された議案については以上であります。

続いて、陳情に入ります。

陳情は4件あります。

議案の付託の審議は終わりましたので、当局についてはここで御退席いただいて結構だというふうに思います。

それでは、陳情の取り扱いについての審議をお願いいたします。

いかがいたしましょうか。

◎委員（伊藤隆信君） これはそれぞれ聞きおくというか、それでどうかと思うんですけど。

◎委員長（堀 巖君） 今、伊藤委員より聞きおくではどうかという意見がありました。

◎委員（木村冬樹君） 陳情でも、これまでで言えば意見陳述に来られたりした場合は請願並みに扱ってということもやってきたんですけど、基本的には伊藤委員の言うとおりでいいと思うんですけど、商工会の関係だけはちょっと、そういうふうな扱いでいいのかなあと。これまでは一部採択とかも含めて対応してきたと思いますが、その辺はよろしいかなあとというところが少し気になるところですが、いかがでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 確かに今までそういう動きではありました。

ただ、前年度の総務委員会の中で、案件であった中小企業の推進条例も一定軌道に乗っている中で、あえて商工会のほうも陳情という形をとっておみえですので、商工振興ということに関しては総務委員会の恒久的な課題ではあるものの、個々のものに関してはやはりそれぞれの案件で対応していけばいいことだというふうに理解しておりますので、これは伊藤委員が言われるように聞きおいて、それぞれの委員の判断のもとに今後の議会運営に役立てればいいのかというふうに思います。

◎委員長（堀 巖君） ほかは意見、よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） では、聞きおくということで決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） そういうことで、聞きおくということにしたいと思います。

続いて、閉会中の継続審査の案件について議題といたします。

今、資料をお配りいたします。

[資料配付]

◎委員長（堀 巖君） お手元に行きましたか。

この件については、1月に行政視察を予定しているために、この会期中で閉会中の継続審査を決める必要があるということで提案をさせていただきます。この文面のとおり、裏面(1)から(4)、有機米生産の取り組み成果について、かすかべ未来研究所について、官学連携団地活性化推進事業について、子どもを対象とした投票キャンペーンについてという4つの項目について継続審査にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 異議なしと認めます。

それでは、この閉会中の継続審査申出書について、文書のとおり決しました。

以上、この委員会に付託された案件及び協議すべき事項について全て議了いたしましたので、これで総務・産業建設常任委員会を閉じたいと思います。

[「文面については」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） ごめんなさい、もとい。

当委員会で付託された案件は議了しました。

なお、本委員会の委員長報告の文案については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。